



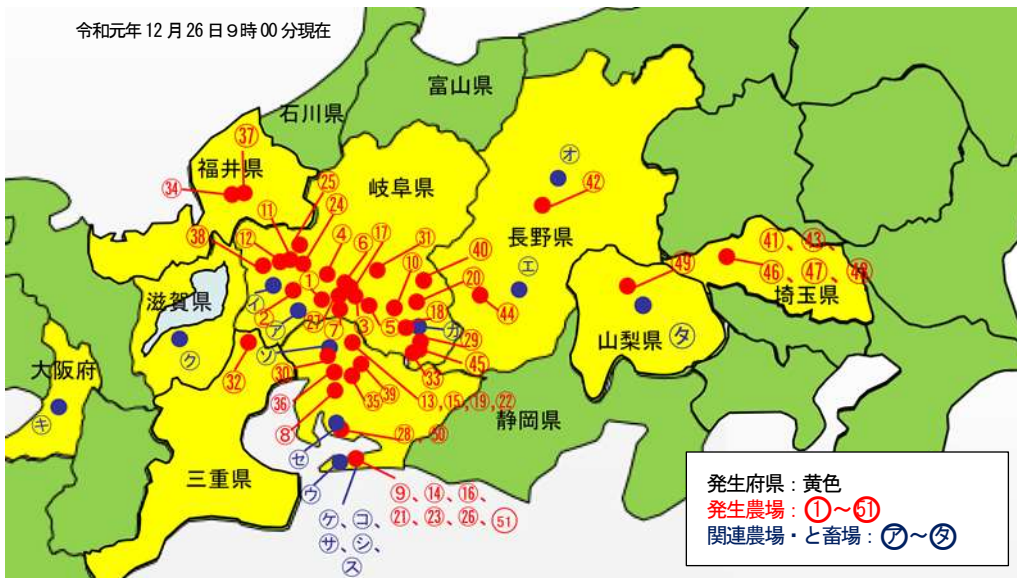
留萌家畜衛生だより

(ホームページ) <http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/rukahotop.htm>

くもくじ

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 国内でのCSF(豚コレラ)発生について | 8 牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD・MD)について |
| 2 海外悪性伝染病の発生状況について | 9 牛白血病について |
| 3 令和元年度 法5条(定期検査)及び法51条(サーベイランス)成績 | 10 令和元年度(2019年度)市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程 |
| 4 令和元年度 使用料・手数料等の変更について(10月1日~改正) | 11 薬剤耐性対策について |
| 5 留萌振興局家畜伝染病防疫演習の実施について | 12 BSE検査室より |
| 6 第67回家畜保健衛生所業績発表会について | 13 緊急連絡先 |
| 7 平成31年次(2019年次)監視伝染病の発生状況(管内、道内) | |

1 国内でのCSF(豚コレラ)発生について



CSFは、豚やイノシシに感染する致死率の高い伝染病であり、平成30年(2018年)9月9日からこれまで、岐阜・愛知・長野・滋賀・大阪・三重・福井・埼玉・山梨・沖縄の10府県54事例(防疫措置対象:91農場、4と畜場、157,800頭、最終発生:令和2年(2020年)1月10日)の発生が確認されています。また、全国で実施している死亡した

豚コレラの防疫措置対応(概要)

野生いのししの検査では、大阪府と沖縄県を除く上記8県と富山・石川・群馬・静岡の計12県において、CSFの陽性事例が確認されています。

CSF終息に向け、経口ワクチンベルトの構築、野生動物侵入防護柵の設置推進、予防的ワクチン接種、輸出入検疫の強化などが行われていますが、これまで発生の見られなかった東海地方以南の沖縄県で発生があったことは、あらゆる感染ルートに対して徹底した対策が必要であることを改めて示しています。

何よりも重要なことは**農場内にウイルスを侵入させないこと**です。自らを守るため、飼養生成管理基準の遵守を徹底し、異常に気が付いた際には、直ちに獣医師、家畜保健衛生所に連絡しましょう!!

CSFについての詳細な情報は、農林水産省HPからも確認できます☞

CSFについて



2 海外悪性伝染病の発生状況について

現在、アジアを含め世界各国において、口蹄疫（FMD）、ASF（アフリカ豚コレラ）、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ（HPAI、LPAI）など、家畜又は家きんの悪性伝染病の発生が継続しています。

FMD は、ロシア、モンゴル、中国、韓国など、アジア各国の偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）で継続して発生が確認されており、直近では、2019年12月、ミャンマーの牛でA型口蹄疫ウイルス感染によるFMDの発生が報告されています。

ASF は、2018年8月、中国でアジア地域で初めての発生が確認されて以来、東南アジア各国に急速にまん延し、隣国の韓国では、昨年9月の初発生以降、65件、豚及びいのしし約1127万頭の発生が報告されています。

HPAI、LPAI は、インドネシア等アジア地域で継続した発生が確認されていますが、今シーズンは特に台湾の家きんにおけるHPAIの発生、韓国の野鳥におけるLPAIの発生が多く報告されています。また、国内においても愛媛、奈良、島根、栃木の4県で採取された野鳥の糞便から、LPAIウイルスが検出され、新潟県で回収された死亡野鳥1羽が鳥インフルエンザウイルスの簡易検査で遺伝子陽性となっています（A型鳥インフルエンザウイルス確定検査にて陰性）。

現在、これらの伝染病の国内侵入については、予断を許さない状況にあり、侵入防止のため、畜産物等の国内への不正持ち込みに対する摘発体制の強化・厳罰化が図られています。畜産関係者の皆様におかれましては、衛生管理区域や畜舎内に病原体を持ち込まないよう、今一度、次の事項について確認し、厳守をお願いします。

- 海外から肉製品等を持ち込まない、送らない、受け取らない
- 国際郵便等が届いたら肉製品等が入っていないことを確認
- 国際郵便に動物検疫所による「検疫済」「検査済」のスタンプが押印されていることを確認
- 上記に違反していた場合、速やかに動物検疫所及び家畜保健衛生所に連絡

3 令和元年度 法5条(定期検査)及び法51条(サーベイランス)成績

令和元年度（2019年度）の家畜伝染病予防法第5条に基づく検査については、次のとおり実施しました。
【牛のヨーネ病検査】

令和元年（2019年）5月から11月にかけて、遠別町、羽幌町、天塩町（北地区）で検査を実施し、1町3戸4頭の患畜発生がありました。

【蜜蜂の腐蛆病検査】

趣味等で蜜蜂を飼養する小規模飼養者を含めた全養蜂場について検査を実施し、全群陰性を確認しました。

市町村	牛のヨーネ病検査						蜜蜂の腐蛆病	
	乳用繁殖牛		肉用繁殖牛		種付けの用に供する雄牛		戸数	群数
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数		
増毛町							2	107
苫前町							1	165
遠別町			5	198			1	10
羽幌町	3	202						
天塩町	31	1719			2	5	1	74
計	34	1921	5	198	2	5	5	356

【令和元年度 ブルセラ病、結核病の全国的清浄性確認サーベイランス成績（法51条）】

能動的サーベイランスでは、羽幌町の乳用牛4戸100頭、遠別町の肉用牛1戸30頭で陰性を確認しました。また、ブルセラ病の流産サーベイランスについては、該当事例はありませんでした。

関係機関の皆様の御協力により円滑に実施できましたことを心より御礼申し上げます。

なお、当該サーベイランスは、来年度が実施最終年度となります。引き続き検査へのご理解とご協力をお願いいたします。

4 令和元年度 使用料・手数料等の変更について（10月1日～改正）

令和元年（2019年）10月1日から、家畜保健衛生所の業務に係る使用料・手数料が次のとおり改正されました。

令和元年度（2019年度）使用料・手数料単価一覧

施行月日：令和元年（2019年）10月1日

（BSE関係の使用料・手数料については、平成31年（2019年）4月1日改正）

- 北海道家畜保健衛生所条例等
（病性検定使用料・手数料）

設定項目	H30	R1 (H31)
病性検定使用料		
器具・機械使用	620	現行どおり
保冷保管庫使用	500	600
病性検定手数料		
病理解剖検査	3,530	現行どおり
鏡検	770	現行どおり
一般培養	1,020	現行どおり
特殊培養	3,040	3,050
一般血清反応検査	770	780
特殊血清反応検査	3,050	3,060
病理組織学的検査	1,800	現行どおり
一般理化学的検査	1,290	現行どおり
特殊理化学的検査	2,820	2,830
特殊遺伝子学的検査	5,730	5,770
総合病性検定	6,550	6,560
特殊血清・遺伝子学的検査	3,800	現行どおり
証明書	500	現行どおり
特別診断（100km未満）	5,670	5,680
特別診断（100km以上）	12,430	12,490
焼却	24,300	24,730

- 北海道農政部手数料条例
（家畜伝染病予防法関係）

設定項目	H30	R1 (H31)
（家畜等検査手数料）		
牛の結核病の検査	290	現行どおり
牛のブルセラ病の検査	320	現行どおり
牛のヨーネ病の検査	520	現行どおり
牛の伝達性海綿状脳症の検査	4,500	7,400
馬伝染性貧血の検査	650	660
馬伝染性子宮炎の検査（血清反応検査）	400	現行どおり
馬伝染性子宮炎の検査（細菌培養検査）	1,780	1,810
豚のトキソプラズマ病の検査	430	現行どおり
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る）の検査	60	現行どおり
腐蝕病の検査	170	現行どおり
寄生虫病の検査	280	現行どおり
（家畜注射手数料）		
流行性脳炎予防液の注射（馬の基礎免疫の注射）	460	現行どおり
流行性脳炎予防液の注射（馬の補強注射）	340	現行どおり
流行性脳炎予防液の注射（豚の基礎免疫の注射又は補強注射）	410	現行どおり
牛のイバラキ病予防液の注射	290	現行どおり
牛の牛流行熱予防液の注射	290	現行どおり
牛伝染性鼻気管炎予防の注射	250	現行どおり
牛の牛ウイルス性下痢・粘膜病予防液の注射	470	現行どおり
炭疽予防液の注射	240	現行どおり
炭疽血清の注射	1,230	1,250
ニューカッスル病予防液の注射	30	現行どおり
牛、豚、めん羊又は山羊の気腫症予防注射	240	現行どおり
牛、馬、豚、めん羊又は山羊に係る証明書の交付	150	現行どおり
鶏、あひる、七面鳥、うずら又は蜜蜂に係る証明書の交付	150	現行どおり

- 北海道農政部手数料条例
（家畜改良増殖法関係）

設定項目	H30	R1 (H31)
種畜証明書書換え交付手数料	810	現行どおり
種畜証明書再交付手数料	810	現行どおり
家畜人工授精師免許申請手数料	2,210	2,220
家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,850	1,860
家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,850	1,860
家畜人工授精所開設許可申請手数料	7,910	7,970

- 北海道農政部手数料条例
（薬機法関係）

設定項目	H30	R1 (H31)
動物用医薬品販売業許可申請手数料	30,070	30,160
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	12,290	12,360
動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	2,630	2,640
動物用医薬品販売業許可証等再交付手数料	3,750	3,770
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書交付手数料	8,280	8,300
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	2,630	2,640
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書再交付手数料	3,750	3,770
動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	30,070	30,160
動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料	12,290	12,360
動物用医薬品登録販売者試験手数料	10,700	10,720
動物用医薬品登録販売者試験合格証明書交付手数料	2,630	2,640
動物用医薬品販売従事登録申請手数料	3,750	3,770
動物用医薬品販売従事登録証書換え交付手数料	30,070	30,160
動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料	12,290	12,360

5 留萌振興局家畜伝染病防疫演習の実施について

令和元年(2019年)8月8日、小平町において、特定家畜伝染病発生時における消毒ポイント設営の実地演習を含む防疫演習を行いました。管内の関係機関の皆様にご出席いただき、留萌警察署には、車両誘導の実演及び指導を、北海道ペストコントロール協会には、車両消毒の実演及び指導をいただきました。

実際に車両誘導や車両消毒を行うことで、作業者の安全を確保しながら円滑に消毒ポイントの運営を行うための留意点や困難さなどについて共有することができました。

来年度につきましても、管内の家畜防疫推進のため、防疫演習の実施を予定しております。関係者の皆様には、ふるってご参加くださるようお願い致します。



6 第67回家畜保健衛生業績発表会について

令和元年(2019年)10月23日、24日の2日間にわたり、札幌市で令和元年度(2019年度)家畜保健衛生総合検討会が開催されました。

23日には『CSF(豚コレラ)及びASF(アフリカ豚コレラ)』をテーマとしたシンポジウムが行われ、農研機構動物衛生研究部門 海外病研究調整監 山川睦氏、動物検疫所 北海道・東北支所長 小岩井正博氏、(一社)日本養豚開業獣医師協会 理事 武田浩輝氏などにより、疾病、畜産物の輸入検疫、養豚場におけるバイオセキュリティ、道の防疫体制の観点から、4つの講演がありました。

24日には第67回家畜保健衛生業績発表会が行われ、全道14の家畜保健衛生所から伝染病発生時の防疫対応や試験・調査から得られた知見について20題の発表がありました。

当所からは、田村専門員が「肉用牛肥育農場における抗菌剤使用低減に向けた取組」を発表しました。

抗菌剤の使用量を低減することで、畜産分野における薬剤耐性菌の出現を抑制しようという試みについて、全道に情報提供することができました。

業務ご多忙の中、本取り組みにご協力いただきました関係者の皆様には改めて感謝申し上げます。

7 平成31年次（2019年次） 監視伝染病の発生状況（管内、道内）

≪監視伝染病発生状況（留萌・全道）≫

区分	畜種	病名	留萌		全道	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜伝染病	牛	ヨーネ病	5	15	169	945
	めん羊	ヨーネ病			1	2
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢・粘膜病	7	15	78	200
		牛ウイルス性下痢・粘膜病（疑症）			4	25
		牛伝染性鼻気管炎			4	16
		牛白血病	22	32	300	733
		牛白血病（疑症）			1	1
		破傷風			5	7
		気腫疽（疑症）			1	1
		サルモネラ症			35	117
		牛カンピロバクター症			1	1
		ネオスポラ症			2	5
	馬	破傷風			1	1
		馬鼻肺炎			16	21
	豚	豚丹毒			7	93
		豚流行性下痢			1	129
	蜜蜂	バロア病	4	61	25	684
		チョーク病	2	152	32	342

2019年1～12月

今年次、留萌管内では昨年次に引き続き、牛ヨーネ病、牛ウイルス性下痢・粘膜病及び牛白血病の発生がありました。牛サルモネラ症については管内での発生はありませんでしたが、道内では継続して発生が見られており、注意が必要です。

8 牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD・MD）について

BVD・MDは、牛ウイルス性下痢ウイルス（BVDV）によっておこる牛の感染症です。流死産や子牛の奇形などの異常産や粘膜病、発育不良、乳量の低下などを引き起こすとともに、牛呼吸器病（BRD）などの合併症を発症しやすくなることから、農場の生産性を低下させます。

また、妊娠牛への感染では、感染時期により生まれた子牛がBVDVを排出し続ける持続感染牛（PI牛）となり、農場を汚染する原因となってしまいます。

そのため、いかに妊娠牛への感染を防ぎ、PI牛を産ませないか、あるいはいかに早く摘発・とう汰するかが予防対策のポイントとなります。

予防のポイント

- ウイルスの持込防止：導入牛の検査、新生子牛の検査、運搬車や衣服・靴の消毒など通常の衛生管理も重要
- PI牛の早期発見：流死産の頻発、発育不良、難治性の呼吸器症状や下痢症状の有無など、日常の観察により、PI牛をいち早く摘発
- 適切なワクチネーションの実施：地域の流行状況、対象畜の月齢等に合わせた適切なワクチネーションを継続し、BVDV暴露時の影響を最小限にとどめる

当所では、BVDV のまん延を防ぐため、PI 牛が摘発され、かつ、まん延防止対策が実施されている農場の新生子牛の BVDV 遺伝子検査を防疫対応としてお受けしております。対策についてご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

9 牛白血病について

牛白血病は、牛白血病ウイルス（BLV）の感染あるいは原因不明の因子によって起こるリンパ系組織の腫瘍性疾患です。BLV 感染を原因とする発生が多く、BLV の感染を防ぐことが主な対策となります。

BLV の感染は BLV に感染したリンパ球が体内に入ることによって起こるため、主な感染ルートには、汚染された注射針や直腸検査用手袋、除角・去勢・耳標装着器具の連続使用などの人為的感染、感染牛の乳汁を介した感染、吸血昆虫（アブやサシバエ）の吸血や直接接触（感染牛の血液が傷口などに触れる）などの水平感染、感染母牛から胎子への垂直感染などがあります。

BLV のまん延を防ぐためには、自農場の浸潤状況を把握し、農場内の感染拡大を防止すること、公共牧場の利用などを介した農場間の感染を防止すること、また、飼養者を含む関係者全員（獣医師、授精師など）が感染リスクを最小化する飼養管理について理解し、協力して衛生対策を実施する必要があります。

自農場の浸潤状況の把握が難しい場合でも、飼養衛生管理基準遵守の徹底に努め、特に以下の点に注意して飼養管理を行いましょう！

- 注射、直腸検査、除角、去勢、耳標・鼻環装着など、出血を伴う処置を行う場合、1頭毎に使い捨ての器具を用いるか、有機物を除去し消毒して使用する。
- プール初乳などを給与する際には、一度完全に凍結し融解したものか正確な温度制御が可能な加温器で 60℃、30 分加温して給与する。
- 吸血昆虫対策として、畜舎周辺の除草（休息場所の除去）、薬剤散布、（繁殖・飛来防止）、罠による捕獲（接触機会の減少）等を行う。

なお、浸潤状況が分かっている場合は、上記の対策に加え、感染牛と非感染牛の分離飼養や日常作業を非感染牛から行う、感染牛からの吸血を防止するため感染牛に忌避剤を散布する、感染牛を優先的に更新するなど、より効果的な取り組みが実施可能となります。



10 令和元年度（2019年度）市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程

令和元年度（2019年度）の市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程は次表のとおりです。

検査を申請される場合は、採血期間及び対象牛の月齢を確認の上、受付締切日（当所必着）までに検体を搬入してください。

《令和元年度（2019年度）市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程》

南北海道肉牛市場	開催日	採血期間	受付締切日（当所必着）
令和2年（2020年）	2月 5日（水）、6日（木）	1月14日（火）～ 21日（火）	1月21日（火）
	3月 4日（水）、5日（木）	2月10日（月）～ 18日（火）	2月18日（火）
	4月 未定	3月 9日（月）～ 17日（火）	3月17日（火）

- ☆ 必要書類：
- (1) ヨーネ病抗体検査依頼書
 - (2) 病性検定診断申請書
 - (3) ヨーネ病自主検査料補助金交付申請書
 - (4) ヨーネ病自主検査牛採材証明書（検査材料の採材獣医師が交付する書類）

☆ 検査対象：採血日において6か月齢以上の牛（必ず月齢をご確認ください）

※（3）及び（4）は公益社団法人 北海道家畜産物衛生指導協会が行うヨーネ病自主検査料補助金交付事業を申請する場合に必要です。

11 薬剤耐性対策について

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤の効かない細菌」で、近年、世界的に薬剤耐性菌による感染症が増加し、大きな問題となっています。日本では、2016年4月に薬剤耐性（AMR）アクションプランが策定され、畜産分野においても、薬剤耐性対策のために様々な取り組みが行われています。

薬剤耐性対策を推進するためには、衛生管理の徹底やワクチンの使用により家畜の病気を予防し、抗菌剤を慎重使用することが重要です。

AMR対策の動画と抗菌剤の慎重使用のための各種抗菌剤治療ガイドブック（牛呼吸器病、豚呼吸器病、乳房炎）が、農林水産省ウェブサイトでご覧になれますので、ご活用ください。

☆「動物用抗菌性物質製剤の慎重使用の考え方」（農林水産省 動物医薬品検査所）

URL：https://www.maff.go.jp/nval/yakuzai/yakuzai_p5.html

薬剤耐性（AMR）対策動画のQRコード



① AMR対策
～生産者・獣医師
が知っておくべきこと～



② 薬剤耐性対策
抗菌剤は慎重使用
を



③ 現場で行う検査
（薬剤感受性試験）

各種抗菌剤治療ガイドブック



12 BSE検査室より

【令和元年度（2019年度）BSE検査実施状況について】

当室では2019年12月末現在、次のとおり976頭検査を実施して、全頭陰性を確認しています。検査牛のうちBSE検査対象病名（乳熱、ダウンー症候群など）の死亡牛は約30%でした。また、検査対象牛の変更により前年比約30%の実績でした。

留萌家畜保健衛生所BSE検査室における検査実施状況（2019.4.1～12.31）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	▼各管内合計（頭）
留萌管内	30	22	13	26	21	31	22	15	18	198
上川管内	84	62	61	92	81	89	54	70	19	612
宗谷管内	16	12	13	11	16	21	10	8	59	166
合計	130	96	87	129	118	141	86	93	96	976
前年比	37%	27%	25%	31%	26%	42%	23%	28%	29%	30%

【BSE検査を適正に実施するために】

○所有者のみなさまへ

- 1 速やかに死亡牛の検案を獣医師に依頼し、また、死亡牛の集荷を死亡獣畜処理業者に依頼してください。
- 2 12月末現在、耳標が脱落した死亡牛は14例ありましたが、いずれも所有者から牛の斑紋を記載した書類等の提出があり、適切に個体確認を行うことができましたので、引き続き書類等の提出の励行をお願いします。

○獣医師のみなさまへ

- 1 死亡獣畜処理指示書に必要事項を記載し、速やかに家畜保健衛生所へ届出をお願いします。
- 2 特に「特定臨床症状の有無」、「BSE検査の要否」の欄は、必ずチェックをお願いします。
- 3 「病名又は死因」の欄は、死亡獣畜処理業者が病名により検査の要否を再確認できるよう、略称（例 LDA、RDA、HBS）ではなく、正確な病名の記載をお願いします。

死亡獣畜処理指示書

発行番号	所有者 (管理者)	住 所 市・町 村	氏 名
畜 種	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日(又は耳標)	20 年 月 日 (耳標)
名 号 及び品種	♂・♀ 去勢	総体重	kg (死亡獣畜の合計頭数)
共済関係	加入・未加入	病名 又は 死因	死亡 年月日 20 年 月 日 分 区 死亡 処分
上記に共通記入番号、下段に個体識別番号を記載する		特定臨床症状	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 BSE検査 <input type="checkbox"/> 要(96日以上)・ <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 要(疑立不能等)
(指示及び特記事項)		(3) 処分	
1 病状状況(軽度・中度・重度)		a 殺処分指示	
2 抗生物質等の出荷制限(未使用・期間中・期間外)		b 所有者及び業者への指示	
3 処理に関する指示事項		(屠放血死・その他)	
(1) 死体処理先()		4 その他()	
(2) 死体処理方法(解体・その他)			
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。		住所(又は所属団体) 連絡先電話番号 獣医師氏名	
発行年月日 20 年 月 日		⑧	

13 緊急連絡先

北海道留萌家畜保健衛生所	TEL (01632) 5-1226 FAX (01632) 5-1165
北海道留萌家畜保健衛生所BSE検査室	TEL (01632) 9-3515 FAX (01632) 9-3711
緊急時の連絡先(所の携帯電話) ※夜間・休日は固定電話より転送	090-9526-9640
Eメール	rumoi.rumoi-kaho1@pref.hokkaido.lg.jp